

旅館業法施行細則

昭和四十年七月十三日
規則第五十二号

改	昭和四四年	三月三十一日規則第八号	昭和四五年	一月二〇日規則第五号
正				
	昭和五三年	一〇月一日規則第七六号	昭和六一年	六月二〇日規則第四四号
	昭和六三年	四月三〇日規則第四一号	平成二年	一二月二五日規則第七一号
	平成一一年	三月三十一日規則第五一号	平成一四年	三月一九日規則第一八号
	平成一五年	三月一八日規則第二二号	平成一七年	三月一五日規則第九号
	平成二〇年	六月六日規則第六五号	平成二二年	三月九日規則第五号
	平成二八年	三月一八日規則第九号	平成三〇年	七月一〇日規則第五一号
	令和二年	一二月一五日規則第八七号	令和四年	三月二九日規則第四四号
	令和五年	一〇月一七日規則第五六号	令和七年	二月一八日規則第九号

旅館業法施行細則をここに公布する。

旅館業法施行細則

（許可申請書の様式等）

第一条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）第一条第一項の申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第一条第二項の図面のほか、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね百五十メートルの区域内に存する旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図
- 二 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（第九条第一項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

一部改正〔昭和四五年規則五号・五三年七六号・六一年四四号・平成二〇年六五号・令和四年四四号・五年五六号〕

（旅館業許可書等の交付）

第二条 保健所長は、法第三条第一項本文の許可をするときは、申請者に様式第二号の旅館業許可書を交付するものとする。

2 保健所長は、法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項本文の許可を与えないときは、申請者に様式第三号の旅館業不許可通知書を交付するものとする。

一部改正〔昭和四五年規則五号・五三年七六号・六一年四四号・六三年四一号・平成一五年二二号・二〇年六五号〕

（営業者たる譲渡人の地位の承継承認申請書の様式等）

第三条 省令第一条の三第一項の申請書の様式は、様式第四号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第一条の三第二項の書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね百五十メートルの区域内に存する法第三条第三項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

追加〔令和五年規則五六号〕

（営業者たる法人の地位の承継承認申請書の様式等）

第四条 省令第二条第一項の申請書の様式は、様式第五号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第二条第二項の定款又は寄附行為の写しのほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね百五十メートルの区域内に存する法第三条第三項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

追加〔昭和六一年規則四四号〕、一部改正〔昭和六三年規則四一号・平成一五年二二号・

二〇年六五号・令和五年五六号]

(営業者たる被相続人の地位の承継承認申請書の様式等)

第五条 省令第三条第一項の申請書の様式は、様式第六号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第三条第二項の書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね百五十メートルの区域内に存する法第三条第三項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

追加〔昭和六一年規則四四号〕、一部改正〔昭和六三年規則四一号・平成一五年二二号・二〇年六五号・令和五年五六号〕

(旅館業承継承認書の交付)

第六条 保健所長は、法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の承認をするときは、申請者に様式第七号の旅館業承継承認書を交付するものとする。

追加〔昭和六一年規則四四号〕、一部改正〔昭和六三年規則四一号・平成一五年二二号・二〇年六五号・令和五年五六号〕

(旅館業許可事項の変更等の届出)

第七条 省令第四条の規定による届出は、様式第八号の旅館業許可事項変更届又は様式第九号の旅館業停止（廃止）届により行うものとする。

全部改正〔平成二〇年規則六五号〕、一部改正〔令和五年規則五六号〕

(宿泊者名簿の記載事項)

第八条 省令第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 到着日時
- 二 出発日時
- 三 年齢

全部改正〔平成一七年規則九号〕、一部改正〔平成二〇年規則六五号・三〇年五一号・令和五年五六号〕

(水質の基準)

第九条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質について、旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号。以下「条例」という。）第五条第三号ロ、第九条第四号イ、第十条第三号イ及び第十一条第一号イの規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第一号から第四号までの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

一 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	二度以下であること。
三 pH値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	五・八以上八・六以下であること。
四 有機物（全有機炭素（TOC）の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒して	全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法	全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に三ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費

いる等の理由により 全有機炭素(TOC) の量の測定結果を適 用することが不適切 と考えられる場合 は、過マンガン酸カ リウム消費量		量の場合は、一リット ル中に十ミリグラム以 下であること。
五 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（百 ミリリットル中に十コ ロニー・フォーミン グ・ユニット未満）。

- 2 浴槽水の水質について、条例第五条第三号ロの規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第一号又は第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	五度以下であること。
二 有機物（全有機炭素(TOC)の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素(TOC)の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法	全有機炭素(TOC)の量の場合は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）第六条に規定する方法。ただし、試料は希釈せずに使用すること。	一ミリリットル中に一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

追加〔平成二〇年規則六五号〕、一部改正〔平成二二年規則五号・三〇年五一号・令和二年八七号・四年四四号・五年五六号・七年九号〕

（水質検査）

第十条 条例第五条第三号ハの規定による水質検査は、次の表の上欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる浴槽水について同表の下欄に掲げる頻度で行い、前条第二項に規定する水質の基準に適合していることを確認するために行うものとする。

レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	一年に一回以上
	連日使用している浴槽水	六月に一回以上
	知事が告示で定める浴槽水	知事が告示で定める頻度

全部改正〔平成二〇年規則六五号〕、一部改正〔平成二二年規則五号・令和五年五六号〕
(浴槽水の消毒方法)

第十一条 条例第五条第三号ト(4)の規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

追加〔平成二〇年規則六五号〕、一部改正〔令和五年規則五六号〕
(責任者の届出)

第十二条 条例第十三条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 責任者を選任し、又は変更した営業施設の名称及び所在地
 - 二 責任者を選任し、又は変更した年月日
- 2 条例第十三条の規定による届出は、様式第十号の責任者選任届又は様式第十一号の責任者変更届により行うものとする。

追加〔平成二〇年規則六五号〕、一部改正〔平成三〇年規則五一号・令和五年五六号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十年八月一日から施行する。
(旅館業法施行細則の廃止)
- 2 旅館業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十八号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に提出されている営業許可申請書は、この規則に基づき提出された営業許可申請書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に法第三条第一項本文の許可を受けた者の経営に係る旅館業の施設又は建築工事中の旅館業の施設の構造設備について、第三条第三項、第四項第二号及び第三号、第五項、第六項第一号及び第二号並びに第七項の規定に適合しない部分がある場合においては、これらの規定にかかわらず、当該部分の構造設備を変更する場合を除き、当該旅館業の施設に対する構造設備の基準は、なお、従前の例による。

附 則（昭和四十四年三月三十一日規則第八号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年一月二十日規則第五号）

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年十月十一日規則第七十六号）

- 1 この規則は、昭和五十三年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の旅館業法施行細則の規定に基づき提出されている営業許可申請書は、改正後の旅館業法施行細則の規定に基づき提出された営業許可申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に法第三条第一項本文の許可を受けている者の経営に係る旅館業の施設又は建築工事中の旅館業の施設の構造設備について、改正後の旅館業法施行細則第三条の規定に適合しない部分がある場合においては、同条の規定にかかわらず、当該部分の構造設備を変更する場合を除き、当該旅館業の施設に対する構造設備の基準は、なお、従前の例による。

附 則（昭和六十一年六月二十日規則第四十四号）

この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月三十日規則第四十一号）

- 1 この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。
- 2 次に掲げる施設の構造設備について、改正後の第二条第一項第一号及び第四号イからハまで、同条第二項第一号及び第四号イからハまで並びに同条第三項第一号及び第六号イからハまでに定める基準に適合しない部分がある場合においては、これらの規定にかかわらず、当該部分の構造設備を変更する場合を除き、当該旅館業の施設に対する構造設備の基準は、なお従前の例による。
 - 一 この規則の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項本文の許可（以下「営業の許可」という。）を受けている者の経営に係る旅館業の施設
 - 二 この規則の施行の際現にされている営業の許可の申請に係る旅館業の施設
 - 三 この規則の施行の日（以下この号において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項本文の規定による確認の申請がされた施設で、施行日以後にされる営業の許可の申請（当該確認の申請の日から一年以内にされるものに限る。）に係る旅館業の施設
- 3 前項各号に掲げる施設の構造設備について、改正後の第二条第一項第三号、第四号ニ、第五号及び第十号並びに同条第二項第三号、第四号ニ、第五号及び第八号並びに同条第三項第五号、第六号ニ、第七号及び第十号に定める基準に適合しない部分がある場合においては、これらの規定にかかわらず、当該旅館業の施設に対する構造設備の基準は、昭和六十五年七月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二年十二月二十五日規則第七十一号）

この規則は、平成三年一月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第七号まで及び様式第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十一日規則第五十一号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月十九日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日規則第二十二号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月十五日規則第九号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年六月六日規則第六十五号）

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月九日規則第五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月十八日規則第九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年七月十日規則第五十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年十二月十五日規則第八十七号）

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年三月二十九日規則第四十四号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年十月十七日規則第五十六号）

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等

の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和七年二月十八日規則第九号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

様式第1号

（第1条関係）

全部改正〔令和2年規則87号〕、一部改正〔令和4年規則44号・5年56号〕

様式第2号

（第2条関係）

全部改正〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成28年規則9号・令和5年56号〕

様式第3号

（第2条関係）

全部改正〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成28年規則9号〕

様式第4号

（第3条関係）

追加〔令和5年規則56号〕

様式第5号

（第4条関係）

全部改正〔平成20年規則65号〕、一部改正〔令和2年規則87号・令和5年56号〕

様式第6号

（第5条関係）

全部改正〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成30年規則51号・令和2年87号・5年56号〕

様式第7号

（第6条関係）

全部改正〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成28年規則9号・令和5年56号〕

様式第8号

（第7条関係）

全部改正〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成30年規則51号・令和2年87号・5年56号〕

様式第9号

（第7条関係）

全部改正〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成30年規則51号・令和2年87号・5年56号〕

様式第10号

（第12条関係）

追加〔平成20年規則65号〕、一部改正〔令和2年規則87号・5年56号〕

様式第11号

（第12条関係）

追加〔平成20年規則65号〕、一部改正〔令和2年規則87号・5年56号〕